

アメリカ刑事法の調査研究 (167)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

Kansas v. Glover, 589 U.S. ___, 140 S.Ct. 1183 (2020)

川 澄 真 樹**

走行中の車両の登録者が免許取消処分を受けていることを法執行官が確認し、当該登録者が車両の運転者であると推認して車両を停止させることは、その推認を覆す事情がない本件事情の下では、不審事由（合理的嫌疑：reasonable suspicion）が認められ、第4修正上合理的であるとされた事例。

《事実の概要》

カンザス州ダグラスカウンティの法執行官 Mehrer が、警ら中に、走行中の1995年型シボレーのピックアップトラックについてナンバープレートの車両登録番号を照会したところ、車両番号と車種は一致したものの、車両の登録者である被申請人 Glover がカンザス州の運転免許の取消処分を受けていることが判明した。当該車両は走行中に交通違反を犯していたわけではなく、また、Mehrer は実際に車両を運転しているのが誰か特定することもしなかったが、自動車の登録所有者が運転者であると考え、車両を停止させた。車両は実際に Glover が運転しており、Glover は常習違反

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 嘱託研究所員・中央大学法学部兼任講師

運転（driving as habitual violator）の罪で訴追された。Glover は、Mehrer が停止を求めた際、Glover には不審事由（合理的嫌疑：reasonable suspicion）が認められなかったとして、停止の間に押収されたすべての証拠の排除を申し立てた。

カンザス州の District Court は Glover の証拠排除申立てを認めたが、カンザス州の Court of Appeals は、本件では「官憲が常識的な推認を用いることで不審事由を具体的に説明し得る根拠となる事実が存在する」ため、「車両の所有者が運転者であるとの Mehrer の推認は合理的である」と判示し、District Court の判断を破棄した。これに対して、カンザス州 Supreme Court は Glover が運転者であるとの Mehrer の推認は Glover が犯罪活動を行っているとの「単なる勘」に過ぎないため、不審事由は認められないとして Court of Appeals の判断を破棄した。同裁判所は、Mehrer の「勘」は「車両の登録所有者は車両の主要な運転者である可能性が高い」、「車両の登録所有者は免許停止または免許取消命令を受けてもこれを無視して運転し続ける可能性が高い」との仮定に基づくものであるが、この仮定はさらなる事実を根拠として伴うのでなければ不合理なものである、としている。合衆国最高裁判所によりサーシオレイライが認容された。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1 トマス裁判官執筆の法廷意見

本件では、法執行官が車両のナンバープレート検索を行い、車両登録者の免許が取消処分となっていることを知り、捜査のために車両を停止させたことが合衆国憲法第4修正に反するかが問題となっている。当裁判所は車両の登録者が当該車両を運転しているとの推認を覆す情報がなかった場合には、当該停止は第4修正上合理的なものと判示する。

1 第4修正は、「停止を受ける特定の個人について、個別具体的かつ客観的な根拠に基づいて犯罪活動が疑われる」場合、すなわち不審事由が認められる場合に、短時間の捜査のために官憲が車両の停止を行うことを

認めている (United States v. Cortez, 449 U.S. 411, 417-418頁 (1981); Terry v. Ohio, 392 U.S. 1, 21-22頁参照 (1968))。「単なる「勘」は不審事由の根拠とはならないが、求められる嫌疑の程度は証拠の優越 (preponderance of the evidence) による犯罪の証明よりも低く、相当理由 (probable cause) よりも明らかに低いものである。」(Prado Navarette v. California, 572 U.S. 393, 397頁 (2014); United States v. Sokolow, 490 U.S. 1, 7頁 (1989))。

不審事由の嫌疑の程度の基準は「法律の専門家ではない周到な通常人 (reasonable and prudent man) が活動する日常生活の事実と実際上の考慮に基づいている」(Navarette 402頁 (Ornelas v. United States, 517 U.S. 690, 645頁 (1996) 引用))。裁判所が「科学的確実性を求めるのは合理的ではな」く (Illinois v. Wardlow, 528 U.S. 119, 125頁 (2000)), 官憲が「人間の行動についての常識的な判断と推認」を行うことを認めなくてはならない (Wardlow; Navarette 403頁参照)。

2 各州は「資格を有する者のみによる車両の運行と免許・登録・車両検査の要件の順守を確実にすることに極めて重要な利益」を有している (Delaware v. Prouse, 440 U.S. 648, 658頁 (1979))。このことを念頭に検討を加えると、以下に述べる理由から、本件停止の時点で法執行官 Mehrer に判明していた事実から不審事由が生じていたと結論付けることができる。

停止を始める前、Mehrer はカンザスナンバーのピックアップトラックを認め、その登録所有者が免許の取消を受けており、登録されている車種と現認している車両が一致していることを把握していた。これらの3つの事実から、Mehrer は被申請人 Glover が車両の運転者でありそうだと常識的な推認をした。この嫌疑の程度は不審事由を超えるものであり、車両の登録所有者が常に車両の運転者とは限らないとしても、それは Mehrer の推認の合理性を覆すものではない。

免許を取り消された者であっても頻繁に運転を続けて他の運転者と歩行者の安全を脅かしていることは、実証的研究からも明らかになっており、Glover が免許取消になっていたという事実から Mehrer の推認が不合理なものとなることはない。

免許が取り消された者が運転者であると推認することを正当化するのは常識で十分であるが、カンザス州法上、免許取消の処分を受ける者に法無視の態度を示した者や常習的に交通法規に違反する者が含まれていることに照らしても、免許が取り消された個人が運転をし続け得ると推認することが合理的であるといえる。

3A Gloverと反対意見は、Mehrerの推認はその法執行官としての訓練や経験に基づいていないため不合理であると主張するが、当裁判所の先例では、不審事由の存否を判断する際にそのような考え方は用いてきていない。*Navarette*で当裁判所は、中央分離帯を走行している、センターラインからはみ出して走行している、路肩等を走行しているなどの行為は、常識の問題として「飲酒運転の兆候」となると述べた(*Navarette* 402頁)。*Wardlow*では、「あわてふためいて逃走する行為は、それがどこであっても警察からのまさに回避行動」であり、それゆえ、警察官の不審事由認定の要素になるとの当然の考え方を示した(*Wardlow* 124頁)。*Sokolow*では、被告人の航空券代の支払い方法がクレジットカードではなく現金であったという事実が、薬物取引についての捜査官の不審事由の形成につながるものであることを認めた(*Sokolow* 8-9頁)。本件も同様に、自動車の運転者が登録所有者であると推認するに当たり、何らかの特別な訓練に基づくものである必要はなく、通常の人々の日常生活での経験に基づく推論であっても合理的なものであるといえるのである。

反対意見がいうような、官憲は「法執行における経験」に由来する常識だけを用いることができるとの基準は、当裁判所の先例には存在しない。常識とは、一定の特別な社会集団ではなく、人々一般が得られる情報をいう。当裁判所は、不審事由は「整然とした法的ルール(a neat set of legal rules)」に変えることはできない「抽象的な」概念であると述べてきており(*United States v. Arvizu*, 534 U.S. 266, 274頁(2002))、第4修正上の合理性の概念を固い構造として構築することを否定してきた(*Arvizu*; *Sokolow*)。反対意見の主張は、官憲は日常生活で得た一般的知識に基づいた事実の推認はしてはならず、二重の考え方(bifurcated)を有する個人と

して扱われなければならないというものであり、これはまさに当裁判所がこれまで否定してきたものである。

また、反対意見に従うと、各地の多くの刑罰法規違反の不審事由を正当化する具体的な訓練の内容や現場経験を証明する責任を警察に課すことになる。そして、常識を不審事由の認定の根拠から取り除けば、相当理由の証明と不審事由という「より緩やかな」基準の証明の差異を相当に狭めることになり (*Prouse* 654頁)、車両の停止の適法性は官憲の法執行官としての勤続期間に結び付くことになる (*Devenpeck v. Alford*, 543 U.S. 146 (2004) 参照)。

B Glover と反対意見は、カンザス州の考え方を採用することになれば、警察は蓋然性だけに依拠することが許されるので、官憲は当該個人について個別に認められる「具体的に説明可能な事実」に基づいて不審事由の存在の有無を判断しなければならないとの先例上の要請が骨抜きになると主張している (*Terry* 21頁参照)。しかし、当裁判所は、不審事由の判断においては、官憲は蓋然性に依拠できることを繰り返し認めてきており (*Sokolow*; *Cortez*) しかも、本件では、*Mehrer* は専ら可能性にのみ依拠していたわけではない。*Mehrer* は、ナンバープレートの車両番号は現認している車両と一致しており、車両の登録所有者の免許が取消になっていたという事実から常識に基づいて、特定の個人が免許取消状態で運転しているという具体的な犯罪活動を行っている可能性があるとの不審事由を抱いていた。この種の車両の停止は運転者を無作為に停止させる「広範かつ無制約の裁量」を官憲に与えることにはならず (*United States v. Brignoni-Ponce*, 422 U.S. 873, 882頁 (1975))、何ら他の運転者とは異なる行動をしている運転者を停止させることを官憲に認めることにもならない (*Brown v. Texas*, 443 U.S. 47 (1979) 参照)。したがって、この状況でデータベース上の情報と常識的な判断を組み合わせることは完全に当裁判所の第4修正の先例と合致するものである。

4 「第4修正の究極の試金石は「合理性」であり」 (*Heien v. North Carolina*, 574 U.S. 54, 60頁参照 (*Riley v. California*, 573 U.S. 373, 381頁 (2014)

引用)), 本件事情を総合すると, Glover が免許取消中に運転をしていたと Mehrer が推認したことは完全に「合理的」である。とはいえ, 本件の射程は狭く, さらなる事実が存在する場合, 事情を総合して判断した結果, 不審事由がなくなることもある (*Terry* 参照)。例えば, 車両の登録所有者の年齢と性別は60代半ばの男性であるが, 運転者は20代半ばの女性であると官憲が確認した場合, 事情の総合判断により, 「停止を受ける特定の個人が違法行為 (wrongdoing) を行っているとの嫌疑は生じ」ないことになろう (*Cortez* 418頁; *Ornelas* 696頁 (*Ker v. California*, 374 U.S. 23, 33頁 (1963) 引用))。本件では, Mehrer は, Glover がその所有するトラックを運転しているとの合理的な推認を覆す十分な情報は持ち合わせていなかったため, その停止行為は正当なものである。

以上の理由からカンザス州 Supreme Court の判断を破棄し, 当裁判所の意見に沿う形でさらに審理をさせるべく本件を差し戻す。

2 ケイガン裁判官の補足意見 (ギンズバーグ裁判官参加)

人は普通, 自分で運転するために自動車を購入するものなので, 自動車を運転しているのは自動車の車両登録をした所有者ではないかと疑うのは, 完全に合理的であるともいえる。だが, 車両登録した所有者が免許を取り消されても運転をし続けるかという点, これを判断するのに日常の経験は役に立たず, したがって, 常識では判断できないが, 本件では, Mehrer が車両の登録所有者の免許が取り消されていることを知ったということが重要であり, そのことはその登録所有者が運転に関する法違反を繰り返す傾向が関係してくる。カンザス州法では, 免許が取り消されるのは, 運転に関して重大な違反をしたり, 違反を繰り返す場合にはほぼ限られており, 免許取消になった者は交通法規を常習的に無視することもいとわない態度を既に示している者達である。法廷意見が述べているように, この事実はそのような者は免許がなくても運転をすると「推認する理由」を与えるのであり, 少なくとも捜査目的の停止を正当化するには十分である。そして, その推認を疑問視する他の要因は本件では存在しない。した

がって、本件の停止に不審事由を認める点については法廷意見の判断に加わる。

とはいえ、例えば、カンザス州が駐車料金や裁判費用、養育費の未払いなど運転とは関係ない理由により免許を「停止」処分をしていた場合には、これらの処分を受けた理由は貧困にあるので、運転ルールを無視する態度を示した経歴があるとの考え方は当てはまらない。

また、本件のカンザス州の免許取消制度の下であっても、法廷意見が明確に述べているように、事情の総合判断では、自動車の登録所有者が運転免許取消処分を受けていることに加えて他の事実が存在すれば、不審事由が認められないということもある。例えば、登録所有者の人数やカーシェアリングサービスの車であるのか、また車種にもよるであろう。

さらに、被告人が異議を申し立てる際には統計上の証拠を利用することができる。例えば、州や地方自治体は本件のような停止において免許を有していない者が運転をしていた頻度について記録している。また、それよりも正確性は劣るが、各登録車両の運転者の平均人数と免許を有していない者が運転を継続する程度についての州または地方自治体、保険会社、研究者などによって収集されたデータが存在する。本件ではこうした証拠が全く提出されておらず、被申請人 Glover による反駁もなされていないため不審事由が認められるが、今後本件のような事案が、より完全な記録の下で争われた場合には、事情は異なることになるであろう。そこでは、免許が取り消されている事実が判明したことは、第4修正上の合理性を審理する上で重要なものではあるが、あくまで検討の第1段階に過ぎないものとなる。

3 ソトマイヨール裁判官の反対意見

法廷意見は、自動車の所有者の免許が取り消されていた場合に、その自動車を機械的に停止させることを容認するものであり、当裁判所の不審事由に関する法理のカギとなる基礎を無視し、州の証明責任を許容できない程にかつ不必要なまでに減じているため反対する。

1 多数意見はカンザス州で免許取消を受けた運転者は「既に法を無視する態度を示している、または運転に適さないと分類される」として、本件停止は合憲であるとしているが、これでは、州が嫌疑を証明するために依拠し得る証拠の量と質を劇的に変えてしまう。

A 州は不審事由を支える要素を説明しなければならず、これは通常、訓練を受けた官憲を通じて行われる (*Ornelas* 参照; *Sokolow* も参照)。そしてその際、官憲は少なくとも「曖昧かつ特定されない嫌疑や「犯罪活動についての「勘」」を超えるものを説明しなければならず (*Wardlow* 123-124頁 (*Terry* 27頁引用))、事実及び「その事実からの官憲による合理的な推認」双方を含んでいなくてはならない (*Brignoni-Ponce* 884頁)。

また、不審事由は、裁判官や一般人による常識ではなく、通常の官憲の「警察官としての経験と専門性の観点から事実」をみて判断されなければならず (*Ornelas* 699頁; *Cortez* 416-418頁; *Heien v. North Carolina*, 574 U.S. 54, 73頁 (2014) (ソトマイヨール裁判官反対意見))、さらに、停止は「停止を受ける者が犯罪を行っているとの嫌疑」に基づいた個別具体的なものでなくてはならない (*Cortez* 418頁; *Prado Navarette v. California*, 572 U.S. 393, 396-397頁 (2014))。また、押収は「個人」や特定の車両が犯罪行為に関わっているという「可能性」を超えるものに依拠していなければならない (*Brignoni-Ponce* 886-887頁)。

B 車両の所有者が免許取消状態で運転しているとの「推認を覆す情報」を有していない限り、カンザス州の警察官に路上で車両の停止を行うことを許せば、州の押収を正当化する責任を転換することになる。州には対象者の観察と嫌疑を結び付ける推認を示す責任があるが、本件ではこの点についての説明がなく、官憲は何ら不審ではない車両を、免許を有していない者が所有者であるという理由で自由に停止させることができることになる。

多数意見は免許がない者が運転をし続けると推定する根拠は常識というが、裁判官の集合的な常識では免許のない所有者が車両を運転している可能性については解答できないと思われる。

不審事由の検討においては、通常人の直感ではなく、法執行において、通常の官憲がその経験を通じて発展させた常識に依拠することができる (*Cortez*)。搜索の正当化事由を裁判官がその広範な常識で補うことを認めることになれば、警察の仕事が裁判官の仕事になる。これまでの当裁判所の先例は、ある推認が「通常人が日常的にする」推認に容易に依拠できる場合であっても、人間の行動についての推認を行う官憲の思慮深さに目を向けてきている (*Navarette* 402頁参照; *Wardlow* 124頁; *Sokolow* 参照)。

最後に、多数意見は「統計調査」を引用しているが、これらの統計の中で、カンザス州で免許の取消を受けた車両所有者が運転を継続する割合を示しているものはないし、その判断のための有益な指標を提供するものすらない。また、統計調査は不審事由の有無について被告人が異議を申し立てるのに役立つかもしれないが、そうかといって「第4修正が求める個別具体的な嫌疑に取って代わることはできない」。

2 本件で州は、その法域における官憲の個人的な経験や「蓄積された経験」について容易に説明し得た (Cf. *Navarette*) にもかかわらず、そのような証拠を提出していない。官憲は車両の登録者は免許がない運転者であったと述べれば足りるのであれば、補足意見がいう、被告人が効果的な異議申立てをするにはどのような証拠を利用すればいいのであろうか。

車両の停止では、明確な事実と嫌疑を抱いた官憲の推認によらなければならず、個別具体的な嫌疑を要件としなければならない。他の州では免許取消の根拠は運転とは関係のない犯罪の場合もあり、多数意見の「常識」がカンザス州以外で適用された場合には、被告人からの異議申立てが認められる可能性は残っている。

《解説》

1 はじめに

アメリカ合衆国では *Terry* (*Terry v. Ohio*, 392 U.S. 1 (1968))¹⁾において、

1) *Terry* の紹介・解説として、渥美東洋『捜査の原理』(有斐閣, 1979年) 14

職務質問のための停止も合衆国憲法第4修正による規律を受け、その際には不審事由（合理的嫌疑：reasonable suspicion）に基づかなければならないとされており、車両の停止も同様に不審事由に基づいて行われなければならないとされてきた。

本件では、車両の登録者の免許が取り消されていた場合に、当該車両の実際の運転者を確認することなく車両の登録者が運転者であると推認をして車両の停止をさせたことが、不審事由を欠き第4修正に反するかが争われた。合衆国最高裁判所は、車両の登録者が当該車両を運転しているとの推認を覆す情報がなかった場合には、当該停止は不審事由に基づくものであるといえとし、本件停止は第4修正に反しないと判示した。そして、本件ではこの争点に関連して、官憲の不審事由があるとの推認は通常人を基準とした常識であれば足りるのか、法執行官としての訓練と経験に基づいた常識でなくてはならないのかが問題とされたが、前者で足りることが確認された。

2 関連判例

不審事由の認定に関する判例は数多くあるが、その有無についての基準に関し、法廷意見が挙げる *Sokolow* (*United States v. Sokolow*, 490 U.S. 1 (1989))²⁾では、被告人が(1)航空券を現金で購入し、(2)電話帳と一致しない名前で旅行しており、(3)違法薬物の供給源であるマイアミが最初の目的地であり、(4)出発地のホノルルとマイアミの往復は20時間以上かかるにもかかわらず、マイアミには48時間しか滞在せず、(5)旅行中は緊張しているように見え、(6)手荷物を一切預けていないことから、違法薬物運搬の嫌疑を持った DEA（麻薬取締局）捜査官が行った空港での被告人の停止が、不

頁、278頁、松尾浩也・アメリカ法1969年2号246頁（1970年）、伊藤正己他編『英米判例百選Ⅰ公法』（有斐閣、1978年）170頁（阪村幸男担当）等がある。

2) *Sokolow* の紹介・解説として、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』（中央大学出版部、2018年）33頁（伊比智担当）、加藤克佳「職務質問のための停止に必要な合理的な嫌疑の有無とその判断方法 *United States v. Sokolow*, 490 U.S. 1 (1989)」愛知大学法学部法経論集130号61頁（1992年）がある。

審事由に基づくものであるかが争われた。合衆国最高裁判所はこの事件での全体事情を総合考慮し、被告人の停止時に不審事由があったことを認めた。*Wardlow* (Illinois v. Wardlow, 528 U.S. 119 (2000))³⁾では、薬物トラフィックが頻繁に行われている地域で、警察車両で走行中の制服警察官に被告人が気付き、あわてふためいてとっさに逃走したことに不審事由が認められるかが争われた。合衆国最高裁判所は不審事由の認定は常識と人間の行動についての推認に基づいてなされるべきであるとして、当該被告人の逃走行為に不審事由を認めた。*Navarette* (Prado Navarette v. California, 572 U.S. 393 (2014))⁴⁾では、幹線道路で危険な運転をしている車両があるとして、具体的な車種とナンバーと走行速度を告げる匿名の通報があり、この通報を受けた警察官が該当車両と思われる車両を停止させた際の不審事由の有無が争われた。合衆国最高裁判所は、不審事由の検討は法律の専門家ではなく、通常人の日常生活における事実上と実際上の考慮に基づいた常識的判断により行われるべき旨述べ、事情の総合判断により停止時に不審事由があったことを認めた。

このように、本件法廷意見が挙げる合衆国最高裁判所の関連判例では、不審事由の有無の認定に当たっては基本的に事情の総合によりその有無を検討してきているといえ、その際、少なくとも官憲が訓練や経験により備えた常識に基づくことは求められてはいない。これに対して、本件反対意見が依拠する *Cortez* (United States v. Cortez, 449 U.S. 411 (1981)) では、捜査目的での停止の合憲性の検討では全体事情を考慮し、その際には訓練を受けた官憲が推認・演繹を行うとされており、確かに、訓練を受けた官憲が停止の合憲性の検討での基準とされているようにも思われる。また、反対意見が引用する *Ornelas* (Ornelas v. United States, 517 U.S. 690

3) *Wardlow* の紹介・解説として、椎橋・同上53頁(中村真利子担当)、樺博行「アメリカにおける職務質問上の「合理的な疑い」基準 Illinois v. Wardlow が示すもの」新島学園女子短期大学紀要21号65頁(2001年)がある。

4) *Navarette* の紹介・解説として、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』(中央大学出版部、2020年)61頁(成田秀樹担当)がある。

(1996)⁵⁾では、不審事由とは、法律の専門家ではない周到な通常人が送る日常生活での実際上と事実上の考慮についての常識に基づいて判断されるべきものであるとした上で、不審事由の有無の判断では、経験と専門知識を有する地元の法執行官の推認にも重きを置くべきであるとされた。とはいえ、この *Cortez* と *Ornelas* において、不審事由の有無を判断する際には、常に、訓練や経験に基づいた法執行官の常識に依拠しなければならないとまで述べているかという点、それは疑問であり、法執行官が訓練や経験に基づいた特有の判断をしている場合にはそれを尊重することが求められる、と述べているにとどまるように思われる。

以上から、現在までにおける不審事由の有無の認定についての合衆国最高裁判所の判例の理解は、通常人基準によることを基礎としつつも、訓練や経験に基づく官憲の考え方や経験も併せて考慮することを認めるというものであると思われる。

3 検 討

本件で法廷意見は車両の登録者の免許が取り消されていた場合に当該車両の実際の運転者を確認することなく車両の登録者が運転者であると推認をして車両の停止をさせたことにつき、不審事由が認められ、車両の登録者が当該車両を運転しているとの推認を覆す情報がなかったため、本件停止は第4修正上合理的であると判示した。そして、この不審事由があるとの推認は通常人基準の常識で検討するとしている。これに対し、反対意見はそもそも不審事由の検討においては、裁判官や一般人による常識ではなく、通常官憲の「警察官としての経験と専門性の観点から事実」をみて判断しなければならない、とか、通常人の直感ではなく、法執行において、通常官憲がその経験を通じて発展させた常識に依拠しなければならない、として、本件法廷意見の不審事由の認定方法に批判を加えている。この点については、先に見たように、官憲による法執行官としての経験や訓練に基づく推認は合衆国最高裁判所の先例上、これが絶対的な要件とし

5) *Ornelas* の紹介・解説として、椎橋・同上58頁（篠原亘担当）参照。

ては求められてきていないため、本件法廷意見がいうように、全体事情を総合し、通常人基準による常識・推認をその基礎として用いるという不審事由の認定方法がこれまでの先例の流れに沿う考え方であると思われる。

その上で本件停止に不審事由が認められる理由として、法廷意見は、(1) 現認している車両の登録所有者が免許取消処分を受けていること、(2) 免許を取り消された運転者は頻繁に運転を続けて他の運転者と歩行者の安全を脅かしていることが実証的研究からも明らかなこと、(3) カンザス州法上、免許取消処分を受ける者には、法無視の態度を示した者や常習的に交通法規に違反する者が含まれており、免許取消者が運転をし続ける可能性があることと推認することが妥当であること、を挙げている。このようにみると、(1)~(3)の各要素が認められ、さらに、免許を取り消されていた車両の登録者が運転者であるとの推認を覆す情報がない場合に不審事由が認められると判示しているようにも取れるが、(3)については、免許が取り消された者が運転者であると推認することを正当化するのは常識で十分であるとした上でさらに言及した要素である。また、法廷意見は不審事由の嫌疑の程度は高いものではないということを前提として強調している。そうすると、法廷意見は、本件で、必ずしも(3)のカンザス州の免許取消制度の存在が不審事由の認定要素として必要不可欠であるとしているわけではないとも取れ、(1)、(さらに(2))を充足すれば、免許を取り消されていた車両の登録者が運転者であるとの推認を覆す情報がない限り、不審事由が認められ、車両を停止することができることになるようにも思われる。この点について、補足意見は、免許取消処分者が登録車両を運転し続けるかということは、常識の問題として一般化はできないとした上で、本件判示はあくまでカンザス州の免許取消処分が運転に関する重大な違反をしたり、常習的な交通法規違反者にはほぼ限定していることを前提にしているものであることを強調しており、(1)、(2)が認められるだけでは停止を正当化するのに十分ではないと考えている。不審事由を認定する際の(3)の要素の意義をどのように理解するかにより、本件の判断の射程が、カンザス州と同様の運転免許取消制度を有する州にとどまるか、それ以外の州にも及ぶのかが異なっ

てくる。この点については、今後の各州での本件の適用の動向に注目する必要があると思われる。

また、本件の法廷意見の判断には、車両の登録所有者の免許が取り消されていた場合の停止の可否（不審事由の認定）につき、一定の判断指針を提供しようとの意図が窺える。不審事由の認定を事情の総合判断により行うこと自体は否定しないが、事情の総合判断の持つ予見可能性の低さという弊害を意識して、判断を一定程度基準化しようとの意図があるように思われる。この点について、反対意見は、これまでの先例では、個別具体的事情に基づく不審事由の有無の判断が第4修正上求められてきたとして、本件が車両の登録者の免許が取り消されていた場合、当該登録者が車両の運転者であるとの推認を覆す事情がない限り、個別具体的事情によらずに当該車両を一律に停止させることを実際に認めるものであると批判している。この批判に対して、法廷意見は明示的には回答はしていないが、推認を覆す各種の事情の有無については、個別具体的事案ごとに検討することになるため、これまでの事案ごとの総合考慮を加える先例には反しないと考えていると思われる。

ところで、アメリカの評釈では、こと本件停止の合理性の判断に際しては、「常識」によるのではなく、停止を求める際に官憲に判明している事実が実際に違法行為とどのくらいの頻度に関連しているかという実証的な問を立てるべきであったとの指摘がある⁶⁾。不審事由の有無の認定の際に、いかなる場合に、いかなる程度で、実証的研究・証拠が取り入れられるか、また、取り入れるべきかという点については別途、検討の余地があり得るところかと思われる⁷⁾。

6) See, Andrew Manuel Crespo, *The Unavoidably Empirical Fourth Amendment: A Case Study of Kansas v. Glover*, 1 Cts. & Just. L. J. 217, 218 (2019).

7) 本稿の射程からは外れるが、この点に関しては、Note, *Fourth Amendment – Search and Seizure – Reasonable Suspicion – Kansas v. Glover*, 134 Harv. L. Rev. 500, 504–508 (2020) も参照。このような議論はビッグデータを不審事由の有無の認定に用いることや犯罪の予防のための警察活動に取り入れることなども

4 本件の意義

本件は、車両の登録者の免許が取り消されていた場合、その車両の登録者が運転者であるとの推認を覆す情報がない限り不審事由が認められるとの一定の指針を示した点、また、その推認に際しては通常人基準の常識に基づくということを再確認した点に意義が認められ、今後の各州での本件の適用の動向が注目される。